

鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場  
（白子駅東自転車駐車場・  
白子駅東第2自転車駐車場・  
白子駅西自転車駐車場）

指定管理者募集要項（案）

令和4年5月

鈴鹿市危機管理部交通防犯課

## 目 次

1	指定管理者募集の目的	2
2	施設の管理運営方針	2
3	募集する施設の概要	2
4	指定期間	3
5	利用料金及び管理経費	3
6	指定管理に係る指定管理料	4
7	指定管理者が行う業務の範囲等	4
8	鈴鹿市と指定管理者との責任分担	6
9	管理の基準	6
10	申請者の資格	8
11	申請方法	8
12	複数の団体による応募	10
13	選定方法等	10
14	協定の締結及び指定管理者の指定	12
15	事業の実施，継続が困難になった場合における処置	12
16	モニタリングの実施	13
17	その他留意事項	13
	(別紙1) 鈴鹿市と指定管理者の責任分担表	16
	(別紙2) 鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場指定管理者評価基準	18
	(別紙3) 協定書(案)	19

## 1 指定管理者募集の目的

鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場は、自転車等の放置を防止し、自転車等の利用者の利便と駐輪秩序の向上を図ることを目的とした施設です。

本市では、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を図るとともに経費の縮減等を図り、鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定及び「鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成 17 年鈴鹿市条例第 19 号)に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

## 2 施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の縮減を求めます。

### (1) 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費の節減と利用率の向上を図り、もって放置自転車の抑制に資することを目標とします。

### (2) 維持管理・運営方針

- ① 施設や設備については、利用者が安全に利用できることを第 1 とし、すべての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行うこと。また、老朽化が進む多種多様な設備等の維持管理についても、経年劣化へ配慮した対応をとること。
- ② 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行うこと。
- ③ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるよう創意工夫を行うとともに、管理経費等の縮減に努めること。
- ④ 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行うこと。
- ⑤ 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めること。
- ⑥ 市と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。
- ⑦ 市の環境方針等に基づく環境に対する取組みに努めること。

## 3 募集する施設の概要

施設の名称	(1) 白子駅東自転車駐車場 (2) 白子駅東第 2 自転車駐車場 (3) 白子駅西自転車駐車場
施設の所在地	(1) 鈴鹿市白子本町 13 番 33 号 (2) 鈴鹿市白子本町 5337 番地 (3) 鈴鹿市白子駅前 16 番 16 号

<p>施設の概要</p>	<p>竣工時期 (1) 平成8年4月  (2) 平成8年9月  (3) 平成27年4月</p> <p>建物構造 (1) 鉄骨造2階建 (一部鉄骨造平家建)  (2) 鉄骨平家建  (3) 鉄骨造2階建 (屋上部は緊急時における災害避難スペースとして使用)</p> <p>敷地面積 (1) 417.58 m<sup>2</sup>  (2) 119.82 m<sup>2</sup>  (3) 339.76 m<sup>2</sup></p> <p>延床面積 (1) 426.24 m<sup>2</sup>  (2) 119.82 m<sup>2</sup>  (3) 544.771 m<sup>2</sup> (管理人用兼公衆用トイレを含む)</p> <p>収容台数 (1) 400台 (自転車384台, 原動機付自転車等16台)  (2) 65台 (自転車44台, 原動機付自転車等21台)  (3) 284台 (自転車273台, 原動機付自転車等11台)</p>
<p>事業の概要</p>	<p>鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場の管理・運営</p> <p>【利用状況】資料1のとおり</p> <p>【主な費目の決算状況】資料2のとおり</p>

#### 4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

#### 5 利用料金及び管理経費

(1) 本施設の利用料金は、指定管理者の収入となりますが、利用料金の回収リスクも指定管理者が負うこととなります。利用料金の額は、「鈴鹿市自転車駐車場管理条例」(平成8年鈴鹿市条例第3号)で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めます。なお、現在の利用料金については参考資料を確認してください。

(2) 指定管理業務に係る経費

指定管理者は利用料金の収入及び指定管理料により有料自転車駐車場を管理運営していただきます。なお、指定管理業務を行うための経費は以下のものを含みます。

① 光熱水費

② 施設の維持修繕及び保守点検費

維持管理及び修繕に関する業務に要する費用の負担は、協定書及び仕様書に定めるところによります。

③ 白子駅西自転車駐車場内のトイレ清掃費

④ 施設改修費

⑤ 人件費

⑥ 消耗品費

- ⑦ 施設管理費
- ⑧ 通信運搬費
- ⑨ 保険料
- ⑩ 印刷製本費
- ⑪ 委託費

## 6 指定管理に係る指定管理料

(1) 鈴鹿市が支払う指定管理料の額は、次に示す金額を上限とします。

指定管理料の総額〇〇〇千円（5年間 消費税及び地方消費税を含む。）

(内訳)

令和5年度	〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和6年度	〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和7年度	〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和8年度	〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和9年度	〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）

指定管理料は、予算の範囲内で会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。

指定管理料の支払い時期や方法等は協定書で定めます。

(2) 令和2年度及び令和3年度の指定管理者制度導入時の使用料の収入実績です。参考にして下さい。

2年間の使用料金収入実績（千円）

	東・東第2	西	合計
令和2年度（決算）	6,402	6,922	13,325
令和3年度（決算）	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

※「東・東第2」は「白子駅東自転車駐車場，白子駅東第2自転車駐車場」，「西」は「白子駅西自転車駐車場」を指す。

## 7 指定管理者が行う業務の範囲等

主な業務内容は以下のとおりです。具体的な業務内容及び履行方法については、鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場管理業務仕様書によります。

(1) 本業務

① 施設の利用に関する業務

- ア 施設の使用の許可，その取り消し，拒否，利用者の案内及び誘導に関すること。
- イ 駐車している自転車等の整理に関すること。
- ウ 利用料金の取扱い，利用料金の減免及び返還手続きに関すること。
- エ 料金未払い者及び不正使用（無断利用等）への対策に関すること。
- オ 利用者等からの苦情に関すること。
- カ 利用状況の集計及び報告に関すること。
- キ 利用券等の帳票管理に関すること。
- ク 有料駐車場の利用者満足度の把握に関すること。

② 利用促進に関する業務

- ア 利用促進及び利用者へのサービス向上に関すること。
- イ 自転車等利用者に対する有料駐車場への案内及び誘導に関すること。

③ その他の管理業務

- ア 本市及び他の有料駐車場（民間駐車場も含む）との連絡調整に関すること。
- イ 施設の警備に関すること。
- ウ 維持管理等の状況報告に関すること（月報）。
- エ 防犯及び防災対策に関すること。
- オ 施設内の自転車盗難等の犯罪抑止に関すること。
- カ 場内の清掃及び白子駅西自転車駐車場内のトイレの清掃及び管理に関すること。
- キ 施設管理全般における自己点検に関すること。
- ク 緊急時及び災害時の対応（場内事故及び施設の緊急修繕対応を含む）に関すること。
- ケ 施設、付属設備及び備品の維持管理・修繕に関すること。
- コ 白子駅西自転車駐車場内のポスター掲示板の管理に関すること。

※その他、鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場管理業務仕様書のとおり

④ 令和5年3月31日までに利用者が購入した定期利用券の取扱い

定期利用券の使用について、令和5年4月1日以降も使用期間が残っていれば、引き続き使用できるものとして取扱いしていただきます。なお、それに関する定期利用料金は、現指定管理者より引き継がれます。引継方法については、指定管理者として指定された後、本市との協議事項となります。なお、指定期間終了後は、同様の考え方により、次の指定管理者に引継ぎをしていただきます。

⑤ 定期利用及び一時利用の駐車台数等について

定期利用台数及び一時利用台数の配分及び駐車位置については、下記を原則とします。

※現在の定期利用・一時利用の台数

	東	東第2	西*2
定期利用（原付）	16*1	21	6
一時利用（原付）		0	5
定期利用（自転車）	366	44	247
一時利用（自転車）	18	0	18

\*1 原付の駐車可能台数は定期と一時合わせて16台。

\*2 バリアフリースペースとして原付か自転車を問わず、定期利用8台分を別途確保。

(2) 自主事業

指定管理者は、施設の効用を高めることを目的として、自らの責任において上記①から④の業務以外の事業（自主事業）を実施することができます。

自主事業実施に伴う経費は指定管理者自らが負担することとなりますが、事業収入は指定管理者に帰属します。

また、自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議のうえ実施の承認を得るとともに施設の使用許可（設置目的内）あるいは目的外使用許可（設置目的外）を受け、利用料若しくは使用料を支払う必要があります。なお、応募時に提出する事業計画書に記載された自主事業の実施の承認が得られない場合において申請自体を辞退する恐れがある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

### (3) その他の留意事項

行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等地方自治法に規定する市長のみの権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除かれます。

また、当該施設の管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。(平成15年7月17日付け総行第87号総務省自治行政局長通知)

なお、業務の一部については、事前に市の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。ただし、その委託先については、鈴鹿市内業者を原則とし、やむを得ず市外業者に業務の一部を委託する場合は、鈴鹿市と事前に協議が必要です。また、業務の一部を第三者に委託した場合は、契約書等(仕様書を含む)の写しを必ず提出していただきます。

## 8 鈴鹿市と指定管理者との責任分担

(1) 鈴鹿市と指定管理者との責任分担は、原則として16ページ別紙1「鈴鹿市と指定管理者の責任分担表」のとおりとし、詳細については協定書で定めるものとします。ただし、「鈴鹿市と指定管理者の責任分担表」に定める事項で疑義が生じた場合又は定めのないリスクが生じた場合は、鈴鹿市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定します。

(2) 施設整備の部分改修、修繕のため一時的に休館する場合(施設維持管理上、やむを得ず休場する場合は、事前協議を行うこととします。

## 9 管理の基準

### (1) 利用日及び利用時間

利用日及び利用時間は、鈴鹿市自転車駐車場管理条例第4条の4の規定(平成30年4月改正条例)により、利用日は1月1日から12月31日までとし、利用時間は午前0時から午後12時までとします。

### (2) 職員の配置及び施設の改造

職員の配置は、自転車駐車場の利用案内や申込みの受付業務、トラブルへの対応のほか、自転車駐車場の整理等、良好な利用環境を維持するために必要な人員を配置してください。

ただし、ICT機器の設置や管理体制の工夫等により、利用者のサポート体制が構築できる場合には、自転車駐車場への常駐を必要とするものではありません。

職員の常駐を必要としない場合の条件として、場内の整理整頓、利用受付及び無断利用への対応等の場内の秩序維持に加え、利用に関する苦情対応、緊急時及び災害時の対応等についても迅速にできる体制を確保することに関して、あらかじめ本市の承認を受け、指定管理者の負担により、自転車駐車場管理システム(機械精算ラックや自動券売機、オートゲート等)の設備機器(設置後の利用券等の消耗品を含む)を設置していただきます。設置を計画する場合には、職員の配置時間も含めて、施設ごとに詳細に提案してください。この場合、設置した設備機器の所有権は、指定管理者に帰属します。

なお、白子駅西自転車駐車場は6時30分から20時まで、白子駅東自転車駐車場は6時30分から9時30分までと17時から20時までは最低1人の職員を常駐させることとします。

提案内容については、指定管理者として指定された後に本市と協議を行いますので、提案内容がそのまま承認されないことがあります。指定期間が満了したとき及び何らかの事由により指定管理者の指定が取り消された場合には、本市が認める場合を除き、指定管理者は設

備機器を撤去し、有料駐車場施設を原状に復旧しなければなりません。

原状復旧方法については、本市と協議して実施するものとします。ただし、本市が有料駐車場の円滑な運営の継続のため必要と判断したときは、指定管理者に対し、本市又は本市が指定する者と設備機器の引継等に関する協議を申し入れることがありますので、その協議には必ず応じてください。

### (3) 管理事務所

現在、設置されている管理事務所については、有料自転車駐車場の現地管理運営を目的として使用することができます。ただし、使用しない場合についても、定期的な保守点検を実施し、必要に応じ修繕を行ってください。

### (4) 個人情報

「鈴鹿市個人情報保護条例」(平成 15 年鈴鹿市条例第 36 号)が適用になります。業務に関連して取得した利用者個人に関する情報を適切に取り扱ってください。

### (5) 情報公開

「鈴鹿市情報公開条例」(平成 13 年鈴鹿市条例第 29 号)が適用になります。指定管理者が管理する施設の指定管理業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めてください。

### (6) 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守してください。

- ① 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和 55 年法律第 87 号)
- ② 「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号)
- ③ 「鈴鹿市自転車駐車場管理条例」(平成 8 年鈴鹿市条例第 3 号)及び「鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則」(平成 8 年鈴鹿市条例施行規則第 5 号)
- ④ 「鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例」(平成 6 年鈴鹿市条例第 18 号)及び「鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則」(平成 6 年鈴鹿市条例施行規則第 32 号)
- ⑤ 「鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成 17 年鈴鹿市条例第 19 号)及び「鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」(平成 17 年鈴鹿市規則第 39 号)
- ⑥ 「鈴鹿市個人情報保護条例」及び「鈴鹿市個人情報保護条例施行規則」(平成 16 年鈴鹿市規則第 58 号)
- ⑦ 「鈴鹿市情報公開条例」及び「鈴鹿市情報公開条例施行規則」(平成 14 年鈴鹿市規則第 18 号)
- ⑧ 「鈴鹿市行政手続条例」(平成 9 年鈴鹿市条例第 42 号)及び「鈴鹿市行政手続条例施行規則」(平成 10 年鈴鹿市規則第 7 号)
- ⑨ 「鈴鹿市市有財産条例」(平成 12 年鈴鹿市条例第 6 号)及び「鈴鹿市市有財産条例施行規則」(昭和 43 年鈴鹿市条例規則第 20 号)
- ⑩ 「鈴鹿市暴力団排除条例」(平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号)
- ⑪ その他管理運営に適用される法令



## 10 申請者の資格

- (1) 法人又は団体（営利・非営利を問いません）であること。（法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での応募はできません）
- (2) 「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されていない者。
- (3) 「地方自治法」第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 税を滞納していないこと。
- (5) 「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中若しくは更生手続中又は「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中でないこと。
- (6) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「鈴鹿市暴力団排除条例」第 2 条第 1 号に掲げる暴力団及びその関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (7) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。主体となって指定管理業務を行う予定のない持株会社、組合等が申請しようとする場合には、主体となって指定管理業務を行う予定の子会社や組合契約の当事者等を代表団体としてグループを構成すること。

## 11 申請方法

### (1) 募集要項の配布

#### ① 配布期間

令和 4 年 5 月 30 日（月）～令和 4 年 7 月 8 日（金）

（土曜日、日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。）

#### ② 配布場所

鈴鹿市危機管理部交通防犯課（鈴鹿市役所本館 5 階 55 番窓口）

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

TEL 059-382-9022 FAX 059-382-7603

メールアドレス kotsubohan@city.suzuka.lg.jp

※なお、鈴鹿市ホームページからも募集要項と提出書類をダウンロードすることができます。

（仮）<http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/kanrisya/index.html>

### (2) 応募説明会及び現地見学会

現地説明会を次のとおり開催します。参加人数は、1 団体につき 2 人以内とします、ただし、複数の団体で共同事業体を組む場合は、各構成団体につき 2 名以内とします。団体の名称、説明会参加者の氏名及び連絡先を電話、FAX 又は電子メールにより、開催日時の前日までに連絡してください。

#### ① 開催日時

令和 4 年 6 月 7 日（火）～令和 4 年 6 月 15 日（水）頃実施予定 ○時間程度

#### ② 開催場所

未定

#### ③ 連絡先

募集要項の配布場所と同じです。

④ 図面の閲覧

本説明会では、会場において本施設に関する詳細図面を閲覧することができます。なお、詳細図面については、本説明会終了後、提出書類等の提出締切日までの間、問い合わせ先において閲覧することができます。閲覧は開庁時等にできることとします。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

① 受付期間

令和4年6月9日(木)～令和4年6月22日(水)

② 受付方法

応募関係質問票(様式9)を送付する旨を電話連絡のうえ、FAX又は電子メールで送付してください。口頭による質問は受け付けません。

③ 提出先

募集要項の配布場所と同じです。

④ 回答方法

質問に対する回答は鈴鹿市ホームページにて下記の日程で公表します。

第1回 令和4年6月20日(6月15日受付分まで)

第2回 令和4年6月27日(6月22日以降受付分)

(4) 指定申請書類の提出

① 受付期間

令和4年6月28日(火)～令和4年7月8日(金)

(土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。)

② 提出方法

指定申請書類一式を持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は書留郵便とし、令和4年7月8日(金)必着とします。なお、文書便等による提出は受け付けません。

③ 提出部数

正本1部、副本9部(副本は複写可)

※提出書類にはページ番号を付け、正本・副本ともにファイル等に綴じてください。

④ 提出先

募集要項の配布場所と同じです。

(5) 提出書類

① 指定申請書(様式1)

② 団体の概要書(様式2)

③ グループ応募構成書(様式3)《グループ応募のみ》

④ 申立書(様式4)

⑤ 事業計画書(様式5)《令和5年度～9年度までの各年度》

⑥ 自主事業計画書(様式6)

⑦ 事業計画書等の要旨【公開用】(様式7)

⑧ 収支予算書【総括表】(様式10-1)

⑨ 収支予算書【年度別明細】(様式10-2)《令和5年度～9年度までの各年度》

- ⑩ 定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体にあつては、会則等）
  - ⑪ 登記事項証明書（法人の場合）
  - ⑫ 法人以外の団体の場合、役員の名簿
  - ⑬ 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書（予想貸借対照表及び予想損益計算書等）及び事業計画書
  - ⑭ 直近の事業年度（令和元年度～3年度）の収支計算書（貸借対照表及び損益計算書等）及び事業報告書
  - ⑮ 代表者の身分証明書（法人は除く）
  - ⑯ 納税証明書（未納がないことの証明（国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税、法人事業税）、市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）））
- ※ 納税義務がない場合は、申立書（様式4）の口欄にチェックを入れ、必要に応じてその理由を記入して下さい。
- ※ 県税及び市税の納税証明書については、申請者の事務所又は事業所の所在する都道府県及び市区町村が発行するもの。
- ※ 法人以外の団体の場合は、代表者の未納がないことの証明。
- なお、選定委員会が選定審査の過程において提出書類以外に必要な書類を求めた場合は、速やかに提出してください。

## 12 複数の団体による応募

複数の団体（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に注意してください。

- （1）グループの名称を設定し、グループを代表する団体を定めること。なお、代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- （2）グループの構成団体は、別のグループの構成団体、又は単独での申請はできません。
- （3）「11 申請方法（5）提出書類」②、⑨～⑯については、構成団体ごとに提出してください。
- （4）グループ応募構成書（様式3）を提出してください。

## 13 選定方法等

### （1）選定方法

民間有識者で構成する鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会が、提出書類と応募者ヒアリングを基に（3）評価基準に照らして総合的に審査を行います。

### （2）応募者ヒアリング

令和4年8月～9月頃に応募者ヒアリングを実施します。日時、場所等詳細については、申請書類の提出期限後に別途通知します。

### （3）評価基準

- ① 施設の設置目的に合致した理念・運営方針を持っていること。
- ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限発揮させるものであるとともに、事業計画書に基づく施設の管理運営によりサービスの向上が図られるものであること。
- ③ 施設の管理経費の内容が適正な金額で設定されているとともに、事業計画書に基づく施

設の管理運営により、施設の管理に係る経費の縮減を図られるものであること。

- ④ 事業計画書に基づく施設の管理運営を安定して行う能力を有していること。
- ⑤ 施設の設置目的を達成するために必要な能力を有していること。

18ページ別紙2「鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場指定管理者評価基準」を参照してください。

#### (4) 選定審査及び候補者の選定

提出書類により応募資格、提案内容及び提案価格等について、選定委員会で書類審査を行います。また、選定委員会において応募者ヒアリングを実施し、提出書類と応募者ヒアリングの結果を基に、選定委員会に置いて総合的に審査を行います。

提案内容の審査については、各応募者の指定申請書等書類及びヒアリングの内容を基に、鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場指定管理者評価基準の項目ごとに各選定委員が5段階評価を行い、項目ごとの配点に5段階評価に対する率を乗じて得られた点数を全項目加算し、得られた各委員の点数を合算したものを、100点満点換算して各応募者の得点とします（小数点第2位未満四捨五入）

得点が最も高い応募者を第1順位として候補者を選定します。ただし、指定管理者候補者として選定されるためには、選定委員会各委員の採点の合計が、総配点の100分の50以上を満たさない場合は、選定対象から除外されます。これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、候補者として選定されない場合があります。

#### (5) 選定審査対象からの除外

応募者が次の要件に該当した場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ① 応募者及び応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対し不当な要求を行った場合
- ② 指定管理者の選定について選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- ⑤ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- ⑥ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑦ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑧ 募集要項に定めた応募資格・要件が備わっていない場合
- ⑨ その他不正行為があった場合

#### (6) 候補者の決定及び通知

選定の結果は選定委員会から市長に報告され、その結果を踏まえて鈴鹿市が最適と認める団体を指定管理者の候補者として決定し、選定の可否に関わらず通知します。通知は文書によるものとし、通知時期は令和4年10月頃を予定しています。

なお、選定委員会の議事録及び答申書は市ホームページにて公表します。

#### (7) 再度の選定

指定管理者の候補者の選定後、実際に管理が開始されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは候補者の決定を取消し、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

また、管理開始後においても、指定管理者が辞退した場合や協議が整わない場合など、指定管理者とすることができない事情が生じた場合においても次点候補者と交渉できることと

し、その交渉権は令和5年度中に限るものとします。

## 14 協定の締結及び指定管理者の指定

### (1) 協定の締結

鈴鹿市と指定管理者の候補者は、選定結果の通知から指定管理者の指定までの間に、業務の範囲と実施条件、指定管理料の支払い等の具体的な取扱いについて別紙3に定める仮協定を締結します。なお、細目及びその他必要な事項については市と指定管理者の候補者で協議を行い、協定書の内容に反映するものとします。

仮協定締結までの期間に13(5)に掲げる選定審査対象からの除外となる事項に該当することとなった場合には、仮協定を締結しません。

### (2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には市議会の議決が必要です。指定管理者の候補者については、令和4年12月定例会に上程し、議会の議決を経て当該候補者は指定管理者に指定されます。

なお、指定管理者の指定の議案が可決されると、(1)で締結した仮協定が本協定となります。(別紙3協定書(案)の記載にてご確認ください。)

## 15 事業の実施、継続が困難になった場合における処置

### (1) 鈴鹿市への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又は、そのおそれが生じた場合には、速やかに鈴鹿市に報告しなければなりません。

### (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

鈴鹿市は、「地方自治法」第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。その指示に従わない場合、その他管理を継続することが適当でないとする場合には、鈴鹿市は指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。この場合において、指定管理者に損害が生じても鈴鹿市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、

- ・指定管理者の業務実施に際し、不正行為があった場合
- ・指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- ・協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- ・その他指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合

等を示しています。

### (3) 不可抗力による場合

不可抗力が発生した場合は、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可効力その他鈴鹿市及び指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合には、業務の可否について協議するものとします。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合は、鈴鹿市は、指定の取消しを行うものとし

ます。

#### (4) 鈴鹿市に対する損害賠償

上記(2)により指定管理者の指定を取り消され、鈴鹿市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は鈴鹿市に対し賠償の責めを負うこととなります。

### 16 モニタリングの実施

鈴鹿市は、指定管理者が定められた業務を確実に遂行し、サービスの水準を達成しているか検証するために、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアル」を定めています。指定管理者は、同マニュアルに沿って、鈴鹿市と協力してモニタリングを実施する義務を負います。

※指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアルは、次の URL から確認できます。

<http://www.city.suzuka.lg.jp/kouhou/gyosei/plan/kanrisya/pdf/manual.pdf>

### 17 その他留意事項

#### (1) 申請内容の変更禁止

市からの提出書類の補正を指示するなどの場合を除き、一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

#### (2) 使用言語及び通貨単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

#### (3) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

#### (4) 協定書解釈に質疑が生じた場合

協定書の解釈に質疑が生じた事項又は協定書に定めのない事項については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

#### (5) 議会で否決された場合

指定管理者の指定について議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている団体が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該団体の負担とします。

#### (6) 応募の辞退

事業計画書等の提出後に、辞退をする場合には、応募辞退届(様式8)を提出してください。

#### (7) 業務の引継ぎ

鈴鹿市からの引継ぎは、協定締結後、随時行います。

指定管理者は、協定発効までの間、指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとし、引継ぎに要する経費は、指定管理者の負担とします。

また、指定の終了に際しては、市又は次期指定管理者に対し、円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

#### (8) 提出書類の著作権

提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、鈴鹿市は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、鈴鹿市情報公開条例第2条に規

定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合は、同条例の規定に基づき、情報公開の手続を行います。

なお、11 申請方法（5）提出書類 ⑦事業計画書等の要旨【公開用】（様式7）は、公開を前提とした書類であるため、その公開に当たっては、事前の確認等はありません。

なお、応募者が市に提出した書類は、いかなる理由においても返却しません。

（9）市内雇用，現在の施設職員の継続雇用への配慮及び障がい者雇用の確保

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して市民の雇用を図るとともに、現在の施設職員の継続雇用について配慮してください。また、障がい者雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守することはもとより、業務の実施に際して、率先して障害者雇用を促進する必要があります。

【参考】指定管理者指定スケジュール

	内 容	日 程
1	募集要項の配布	令和4年5月30日（月）～7月8日（金）
2	応募説明会及び現地説明会の参加受付	開催日の前日まで
3	応募説明会及び現地説明会	令和4年6月7日（火）～6月15日（水）頃
4	図面の閲覧期間	説明会后～令和4年7月8日（金）
5	募集要項等に関する質問の受付	令和4年6月9日（木）～6月22日（水）
6	質問に対する回答	【第1回】令和4年6月20日（月） （6月15日まで受付分）
		【第2回】令和4年6月27日（月） （6月16日以降受付分）
7	指定申請書類受付期間	令和4年6月28日（火）～7月8日（金）
8	応募者ヒアリング	令和4年8月～9月頃
9	候補者の選定	令和4年11月頃
10	候補者との仮協定等の協議・締結	令和4年11月
11	指定管理者の指定議案提出	令和4年12月議会
12	指定管理者の準備期間	令和5年1月～3月
13	運用開始	令和5年4月

●問い合わせ先

鈴鹿市危機管理部交通防犯課課（担当 田中・井上）  
 〒513-8701  
 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
 鈴鹿市役所5階 55番窓口  
 TEL 059-382-9022  
 FAX 059-382-7603



鈴鹿市と指定管理者の責任分担表

(別紙1)

項目	内容	負担者	
		鈴鹿市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
税制の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更の内、申請時点で想定できないもの	○	
	上記以外の一般的な税制変更		○
物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
書類の誤り	仕様書等鈴鹿市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
第三者賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者（利用者含む）に損害を与えた場合		○
	上記以外の事由によるもの	○	
不可抗力	暴風雨・地震・テロ・暴動その他鈴鹿市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象による施設・設備の修復費用	○	○
	上記に定める自然的又は人為的な現象及び感染症の感染拡大防止等を原因とする施設の休館に伴う施設利用者への対応		○
	上記に定める自然的又は人為的な現象及び感染症の感染拡大防止等を原因とする施設の休館に伴う使用料・利用料金の費用負担	○	
利用者等の対応	利用者や施設周辺住民等の苦情・要望等への対応		○
管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕に係る費用が1件あたり10万円未満の場合（ただし、トイレ部分の修繕については、1件あたり30万円を超えない場合とする。）（経年劣化及び特定できない第三者による行為を含む）		○
	指定管理者が管理を始める前から判明していた瑕疵に対する修繕（修繕に係る費用が1件あたり10万円未満の修繕を含む）	○	
	上記以外の場合	○	
備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕に係る費用が1件あたり10万円未満の場合（ただし、トイレ部分の修繕については、1件あたり30万円を超えない場合とする。）（経年劣化及び特定できない第三者による行為を含む）		○
	指定管理者が管理を始める前から判明していた瑕疵に対する修繕（修繕に係る費用が1件あたり10万円未満の修繕を含む）	○	
	上記以外の場合	○	
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○
債務不履行	鈴鹿市に協定内容の不履行があった場合	○	

	指定管理者に業務及び協定内容の不履行があった場合		○
指定期間終了時の費用	指定の期間が終了した場合又は、指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する経費		○

# 鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場指定管理者評価基準

(別紙2)

項 目		配点枠
<b>1 基本的な方針</b>		<b>15</b>
(1)	施設の性格を理解し、設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか	10
(2)	施設の利用に関し、公平性について考慮しているのか	5
<b>2 サービスの向上</b>		<b>18</b>
(1)	サービス向上、利用促進のための方策を持っているか	4
(2)	利用者からの要望の把握とその実現方策を持っているか	3
(3)	職員の研修や利用者とのトラブルの対処方法は適切か	4
(4)	市民への情報提供の方法は適切か	3
(5)	施設の利用に係る事務処理フローは適切か	4
<b>3 施設の管理運営経費</b>		<b>14</b>
(1)	収支予算書の積算内容は妥当なものになっているか	10
(2)	経費節減のための具体的な方策があるか	4
<b>4 施設の安定した管理運営</b>		<b>53</b>
(1)	事業内容に適した職員が配置されているか	10
(2)	会計処理が適切に行われるための具体的な方策を講じているか	5
(3)	利用者の安全対策及び緊急時の危機管理体制が確立されているか	9
(4)	個人情報保護、情報公開を適切に行う制ができているか	3
(5)	施設の維持保守は効率的で安定的か	7
(6)	類似施設や関連業務の管理運営実績があるか	10
(7)	団体の財政状況は健全か	9
		<b>100</b>

<鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場協定書> (案)

# 鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場の管理に関する協定書

鈴鹿市と〇〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり白子駅東自転車駐車場、白子駅東第2自転車駐車場、白子駅西自転車駐車場（以下「本施設」という。）の管理に係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総 則

（趣旨）

第1条 本協定は、鈴鹿市及び指定管理者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 鈴鹿市及び指定管理者は、本施設の管理に関して鈴鹿市が指定管理者の指定を行うことの意義は、本施設と同種の施設の管理運営ノウハウをもつ指定管理者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する本施設の効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 指定管理者は、本施設の設置の目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないものとする。
- 3 鈴鹿市は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 鈴鹿市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設、管理物品等とし、その内容は、別紙1のとおりとする。

- 2 指定管理者は、善良な管理者の注意をもって、管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第6条 鈴鹿市が指定管理者を施設の指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(会計区分)

第7条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度ごととし、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設ける。

## 第2章 本業務の範囲と実施条件

第8条 鈴鹿市自転車駐車場管理条例（平成8年鈴鹿市条例第3号。以下「施設条例」という。）に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設条例第5条に規定する利用の許可、施設条例第10条に規定する利用許可の取消し、施設条例第11条に規定する利用の拒否その他利用の許可に関する業務
  - (2) 施設条例第7条に規定する利用料金の収入等に関する業務
  - (3) 施設条例第8条に規定する利用料金の減免に関する業務
  - (4) 施設条例第9条に規定する利用料金の還付に関する業務
  - (5) 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
  - (6) 施設条例第12条に規定する不正駐車自転車等に対する措置に関する業務
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して鈴鹿市が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる細目は、募集要項で示した仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(業務実施条件)

第9条 指定管理者が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件（次条において「業務実施条件」という。）は、仕様書に示すとおりとする。

(業務の範囲及び業務実施条件の変更)

第10条 鈴鹿市及び指定管理者は、必要と認める場合は、それぞれ相手方に対する通知をもって第8条で定める本業務の範囲及び第9条で定める業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 鈴鹿市及び指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲又は業務実施条件の変更、これに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

### 第3章 本業務の実施

#### (本業務の実施)

第11条 指定管理者は、本協定、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年鈴鹿市条例第19号。以下「手続条例」という。）、施設条例及び関係法令等のほか、募集要項（仕様書を含む。以下同じ。）、事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、募集要項及び事業計画書の中に矛盾又はそごがある場合は、本協定、募集要項、事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

#### (開業準備)

第12条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、並びに必要な研修等を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、鈴鹿市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 鈴鹿市は、前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

#### (第三者による実施)

第13条 指定管理者は、本施設の管理に係る業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、清掃、警備等個々の具体的な業務については鈴鹿市の承諾を得た上で第三者に委託することができる。この場合において、当該第三者の責めに帰すべき事由により発生した損害等に対しては、全て指定管理者がその責めを負うものとする。

#### (管理物件の修繕)

第14条 管理物件の修繕のうち、1件10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものにあつては指定管理者の負担とし、1件10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものにあつては修繕箇所、修繕内容、修繕金額等について鈴鹿市と協議し、鈴鹿市が予算の範囲内で行うものとする。ただし、白子駅西自転車駐車場内のトイレ部分については、1件30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものにあつては指定管理者の負担とし、1件30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものにあつては修繕箇所、修繕内容、修繕金額等について鈴鹿市と協議し、鈴鹿市が予算の範囲内で行うものとする。

(利用料金の取扱い)

第 15 条 指定管理者は本施設において行う自転車駐車場管理運営業務について、条例第 7 条に定める額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。

- 2 指定管理者は、前項の利用料金を定め、又は改定するときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の決定に係る申請)

第 16 条 指定管理者が利用料金の申請をするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) 利用料金及び適用時期
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(各種規程等の作成)

第 17 条 指定管理者が管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、鈴鹿市と協議を行うものとする。

(利用者への対応)

第 18 条 指定管理者は、本業務の実施に関し、利用者若しくは近隣等の住民からの苦情、意見等が寄せられた場合又は利用者間に問題が生じた場合は、誠実にこれに対応するものとする。

(緊急時の対応)

第 19 条 指定期間中本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、鈴鹿市を含む関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合は、鈴鹿市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(債務不履行)

第 20 条 指定管理者は、事業放棄若しくは破綻により本協定の義務を履行しないこと又は本協定に違反したことにより鈴鹿市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 鈴鹿市は、方針の変更その他手続の遅延等により本協定の義務を履行しないこと又はこれに違反したことにより、指定管理者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(秘密の保持)

第 21 条 本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び



鈴鹿市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 22 条 指定管理者は、本業務を実施するに当たり取り扱う個人情報については、別紙 2 個人情報取扱特記事項によらなければならない。

(情報公開)

第 23 条 指定管理者は、鈴鹿市情報公開条例（平成 13 年鈴鹿市条例第 29 号）の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する本施設の管理に係る情報の公開に関し、情報の公開に関する規程を整備し、及び指定管理者が保有する本施設の管理に係る情報の公開に努めるものとする。

## 第 4 章 備品等の扱い

(鈴鹿市による備品等の貸与等)

第 24 条 鈴鹿市は、別紙 1 に掲げる備品等（以下「備品等」という。）を、無償で指定管理者に貸与する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 指定管理者は、故意又は過失により、備品等を毀損し、又は滅失したときは、金額の多少にかかわらず指定管理者が購入又は修繕を行う。
- 4 備品等の修繕は、1 件 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕にあつては、指定管理者の負担とし、1 件 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の修繕にあつては、修繕箇所、修繕内容、修繕金額等について鈴鹿市と協議するものとし、鈴鹿市の予算の範囲内で修繕するものとする。
- 5 指定管理者は、本施設の利用者が使用する備品等を更新し、又は備品を新たに購入しようとする場合は、鈴鹿市と協議する。
- 6 本協定の終了に際し、備品等（前項の規定により更新し、又は購入したものを含む。）の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 無償貸与した備品等については、指定管理者は、鈴鹿市が指定するものに対して引き継がなければならない。
  - (2) 指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去し、又は撤収するものとする。ただし、鈴鹿市との協議において合意した場合は、指定管理者は、鈴鹿市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

## 第5章 業務実施に係る鈴鹿市の確認事項

### (事業報告書)

第25条 指定管理者は、年度が終了した日の翌日から2か月以内に、前年度の本業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を鈴鹿市に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
  - (2) 利用料金収入の実績
  - (3) 管理に係る経費の収支状況
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして鈴鹿市が定める事項
- 2 指定管理者は、鈴鹿市が第39条第1項、第40条第1項又は第41条第2項の規定により年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定が取り消された場合は、その取り消された日の翌日から2か月以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。
- 3 鈴鹿市は、必要があると認めるときには、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により説明を求められた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

### (業務報告)

第26条 指定管理者は、本業務に関し、次に掲げる事項を記載したものを、鈴鹿市に提出しなければならない。

- (1) 翌月の末日までに提出するもの
  - 収納実績日報兼収納金出納簿（月報）
  - 利用者数及び利用料金等の状況の分かる報告書
  - 維持管理業務の月報
  - 指定管理者が実施した修繕の報告
  - その他鈴鹿市が必要とする報告

### (鈴鹿市による業務実施状況の確認)

第27条 鈴鹿市は、指定管理者の管理業務及び経理の状況に関し定期的に報告を求め、並びに指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 鈴鹿市は、前項に規定する確認のほか、指定管理者による業務実施の状況等を確認することを目的として、随時、管理物件に立ち入り、指定管理者に対して本業務の実施状況、本業務に係る管理経費の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により説明を求められた場合で、合理的な理由がないときは、その求めに応じなければならない。

(鈴鹿市による業務の改善勧告)

第28条 鈴鹿市は、前条第一項及び第二項に規定する確認の結果、指定管理者による業務実施内容が仕様書等で鈴鹿市が示した条件を満たしていない場合は、指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により改善勧告を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

## 第6章 指定管理料

(指定管理料の支払)

第29条 鈴鹿市は、指定管理者に本業務実施の対価として、総額金〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。各年度の支払額は次のとおりとする。

令和5年度 金〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 金〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度 金〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 金〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 金〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）

- 2 鈴鹿市は、各会計年度において、当該年度の総額の2分の1の額を半期ごとに支払うものとする。
- 3 特別な事情が生じた場合には、鈴鹿市及び指定管理者が協議し、指定管理料を変更することができる。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第30条 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を鈴鹿市に賠償しなければならない。ただし、鈴鹿市が特別な事情があると認めたときは、鈴鹿市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(責任の分担)

第31条 本業務を行うに当たり、想定される責任の分担は、別紙3のとおりとする。

- 2 前項に定める事項に疑義が生じた場合又は別紙3に掲げる事項以外の事例が発生した場合は、鈴鹿市及び指定管理者が協議の上、責任分担を決定するものとする。

(第三者への賠償)

第32条 本業務の実施において、第三者に損害が生じた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が鈴鹿市の責めに帰すべき事由又は鈴鹿市及び指定管理者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

- 2 鈴鹿市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、指定管理者に対して、賠償した費用その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第33条 本業務の実施に当たり、鈴鹿市が付保しなければならない保険は、市有施設に係る全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険及び全国市長会市民総合賠償補償保険とする。

(不可抗力発生時の対応)

第34条 不可抗力が発生した場合は、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置を取り、不可抗力により発生する損害及び損失並びに費用の増加を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第35条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害及び損失が発生し、並びに費用が増加した場合は、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって鈴鹿市に通知するものとする。

- 2 鈴鹿市は、前項の通知を受け取った場合は、損害状況の確認を行った上で鈴鹿市及び指定管理者が協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害及び損失が発生し、並びに費用が増加した場合は、当該費用については合理性の認められる範囲で鈴鹿市が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険により填補された金額相当分については、鈴鹿市の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して鈴鹿市に損害及び損失が発生し、並びに費用が増加した場合は、当該費用については鈴鹿市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第36条 鈴鹿市が、前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合は、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 鈴鹿市は、指定管理者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第37条 指定管理者は、本協定の終了に際し、鈴鹿市又は鈴鹿市が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 鈴鹿市は、必要と認める場合は、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して、鈴鹿市が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができる。
- 3 指定管理者は、鈴鹿市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第38条 指定管理者は、本協定の終了までに、指定期間の開始日を基準として管理物件を原状回復し、鈴鹿市に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、鈴鹿市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途鈴鹿市が定める状態で鈴鹿市に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

## 第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(鈴鹿市による指定の取消し)

第39条 鈴鹿市は、手続条例第8条の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 鈴鹿市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 指定管理者が関係法令、条例等又は本協定に基づく鈴鹿市の指示に従わないとき。
- (4) 指定管理者が関係法令、条例等又は本協定に違反したとき。
- (5) 鈴鹿市が指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をした場合で、この指示に従わないとき又は管理を継続することが適当でないとき。
- (6) 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から本協定締結の解除の申出があったとき。
- (7) その他鈴鹿市が必要と認めるとき。

- 2 鈴鹿市は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとするときには、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。
  - (1) 指定取消しの理由
  - (2) 指定取消しの要否
  - (3) 指定管理者による改善策の提示と指定の取消しまでの猶予期間の設定
  - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が生じたときも、鈴鹿市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取消しの申出)

第40条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、鈴鹿市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 鈴鹿市が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様の変更又は指定管理料の減額等、鈴鹿市により不合理な要求が提示された場合を含む。）。
  - (2) 鈴鹿市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき。
  - (3) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が指定の取消しを希望するとき。
- 2 鈴鹿市は、前項の申出を受けた場合は、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第41条 鈴鹿市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 鈴鹿市は、協議の結果、やむを得ないと判断された場合は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって指定管理者に発生する損害及び損失が発生し、並びに費用が増加した場合は、鈴鹿市及び指定管理者の協議によりこれらの負担すべき者を決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第42条 第37条及び第38条の規定は、第39条第1項、第40条第1項又は第41条第2項の規定により指定が取り消され、本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、鈴鹿市及び指定管理者が合意した場合は、この限りではない。

## 第10章 その他

(避難所等の開設の場合の対応)

- 第43条 指定管理者は、本施設が災害等の発生により津波避難ビルとして使用された場合、使用許可の取消等必要な措置を行うとともに、鈴鹿市が行う津波避難ビルの使用に関し、管理運営に必要な協力を行なわなければならない。
- 2 前項の場合において、使用料金及び管理経費の取扱いについては、鈴鹿市及び指定管理者が協議して定めるものとする。

(施設の改修等による休場)

- 第44条 施設設備の部分改修、修繕等施設の維持管理上、やむを得ず一時的に休場する場合は、鈴鹿市及び指定管理者は、事前協議を行うものとする。この場合において、指定管理料については第29条第4項の規定の例によるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第45条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に鈴鹿市の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(知的財産権)

- 第46条 指定管理者は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 指定管理者は、指定期間を通じて、本業務を実施するために指定管理者が作成した一切の書類、図画、写真、映像、ソフトウェア等の著作物等（指定管理者の受託事業者又は請負事業者が作成し、及び指定管理者が使用承諾を得ている著作物等を含む。以下「著作物等」という。）を本業務の遂行目的以外に使用してはならない。ただし、事前に鈴鹿市の承諾がある場合は、この限りではない。
- 3 鈴鹿市は、指定期間を通じて、無償により著作物等を公表し、本施設の維持管理、運営、広報等のために必要な範囲で著作物等を複製し、翻案し、改変し及び頒布し、並びに図画、写真、映像その他の媒体により表現することができる。
- 4 指定期間の終了後（指定の取消しによる場合を含む。以下この条件において同じ。）、指定管理者は、本業務に伴い生じた指定管理者に帰属する知的財産権を鈴鹿市に無償で譲渡するものとし、受託事業者又は請負事業者が権利者であり、当該事業者から使用承諾を得ている著作権等の知的財産権につき、当該権利者である受託事業者又は請負事業者をして、指定期間の終了後も鈴鹿市に対しこれを無償で使用承諾させるものとする。
- 5 指定期間の終了後、指定管理者、受託事業者又は請負業者が、鈴鹿市に無償で譲渡し、又は使用承諾した著作物等の知的財産権につき、鈴鹿市の業務遂行に支障を来さない範囲で使用するため鈴鹿市に要請した場合は、鈴鹿市は、無償でその使用を許諾することができる。
- 6 指定管理者は、指定期間中又は指定の終了後においても、著作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号の著作物に該当する場合は、自ら若しくは著作権者をして著作者人格権を行使し、若しくはさせないものとし、又は、受託事業者若しくは請負事業者が有する著作権人格権を行使させないようにするものとする。

(行政財産目的外使用)

第47条 指定管理者は、行政財産の目的外使用を行う場合は、鈴鹿市の許可を受けなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第48条 本協定に関する鈴鹿市と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、鈴鹿市と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第49条 本業務に関し、本業務の前提条件及び内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、鈴鹿市及び指定管理者が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第50条 鈴鹿市が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、鈴鹿市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第51条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、鈴鹿市及び指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第52条 本協定に関する紛争は、津地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

附 則

- 1 本協定は鈴鹿市が手続条例に基づく議会の議決を得たときから効力を発生する。
- 2 鈴鹿市は、前項の議決を得たときは、指定管理者に議決を得た旨を通知するものとする。



本協定を証するため、本書を2通作成し、鈴鹿市及び指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(鈴鹿市)

所在地 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

代表者 鈴鹿市長 末松則子 印

(指定管理者)

所在地

名称

代表者 印

## 管理物件

## 1 管理施設

施設の名称	(1) 白子駅東自転車駐車場 (2) 白子駅東第2自転車駐車場 (3) 白子駅西自転車駐車場
施設の所在地	(1) 鈴鹿市白子本町13番33号 (2) 鈴鹿市白子本町5337番地 (3) 鈴鹿市白子駅前16番16号
施設の概要	<p>竣工時期</p> <p>(1) 平成8年4月 (2) 平成8年9月 (3) 平成27年4月</p> <p>建物構造</p> <p>(1) 鉄骨造2階建(一部鉄骨造平家建) (2) 鉄骨平家建 (3) 鉄骨造2階建(屋上部は緊急時における災害避難スペースとして使用)</p> <p>敷地面積</p> <p>(1) 417.58 m<sup>2</sup> (2) 119.82 m<sup>2</sup> (3) 339.76 m<sup>2</sup></p> <p>延床面積</p> <p>(1) 426.24 m<sup>2</sup> (2) 119.82 m<sup>2</sup> (3) 544.771 m<sup>2</sup></p> <p>収容台数</p> <p>(1) 400台 (2) 65台(自転車44台, 原動機付自転車等21台) (3) 284台(自転車273台, 原動機付自転車等11台)</p>

## 2 管理物品等

### 白子駅東・東第2自転車駐車場

#### (1) 備品一覧

種 類	数量	単位
事務椅子	1	脚
保管庫	2	台
電子レジスター	1	台
木製収納庫	1	台
スチール収納庫	2	台
壁掛けホワイトボード	1	台
ラミネーター	1	台
長机	1	台
冷蔵庫	1	台
脚立	1	台
事務用デスク	1	台
机下用スチールキャビネット	1	台

#### (2) 設備一覧

	種類	数量	単位
空調設備	ルームエアコン	1	台
喚起設備	シロッコファン	1	台
	給気口	1	台
ダンパー類	防火ダンパー	1	個
盤類	引込開閉器盤	1	面
	電灯動力盤	1	面
照明器具	LED 40形	43	台
	LED 60形	7	台
	非常灯	10	台
	階段誘導等	5	台
ITV設備	監視カメラ	2	台
	デジタルレコーダー	1	台
給排水設備	給水設備	1	式
	排水設備	1	式
非常警報 設備	複合装置	3	面
誘導灯設備	誘導灯	7	台

消火器具	消火器	5	個
搬送設備	サイクルコンベア	2	台
	自転車ラック	1	式

白子駅西自転車駐車場

(1) 備品一覧

種 類	数量	単位
事務用デスク	1	脚
事務椅子	1	脚
保管庫	2	台
電子レジスター	1	台

(2) 設備一覧

	種類	数量	単位
トイレ呼出	呼出表示器	1	台
	呼出鈴	2	個
	廊下表示灯	2	台
	復帰鈴	2	個
空調設備	ルームエアコン	1	台
喚起設備	シロッコファン	1	台
	天井換気扇	5	台
	給気口	1	台
ダンパー類	防火ダンパー	7	個
衛生器具	男子便所 (多目的トイレを含む)	1	式
	女子便所 (多目的トイレを含む)	1	式
	掃除用流し	1	組
	ミニキッチン	1	組
	メンテナンス用水栓類	1	式
盤類	引込開閉器盤	1	面
	電灯動力盤	1	面
照明器具	直管型LED 40×1	4	台
	直管型LED 40×2	17	台
	ダウンライト 60形	8	台
	ダウンライト 100形	9	台
	階段灯 32相当 (電池内臓)	3	台
	非常灯	10	台
	階段誘導等	5	台
ITV設備	監視カメラ	9	台

	デジタルレコーダー	1	台
給排水設備	給水設備	1	式
	排水設備	1	式
非常警報 設備	複合装置	3	面
誘導灯設備	誘導灯	7	台
消火器具	消火器	5	個
搬送設備	サイクルコンベア	1	台
	自転車ラック	1	式

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 鈴鹿市は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、鈴鹿市個人情報保護条例（平成15年鈴鹿市条例第36号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 鈴鹿市は、この協定による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 鈴鹿市は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第4条 鈴鹿市は、この協定による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 鈴鹿市は、この協定による事務を処理するために個人情報を収集するときは、鈴鹿市が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 鈴鹿市は、この協定による事務において利用する個人情報をこの協定の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第6条 鈴鹿市は、この協定による個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「作業従事者」という。）に対して、鈴鹿市個人情報保護条例第13条、第61条、第62条及び第64条の内容並びに本特記事項において個人情報保護責任者及び作業従事者が遵守すべき事項、その他この協定による事務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 鈴鹿市は、この協定による事務を行うための個人情報の処理は自ら行うものとし、鈴鹿市が承諾した場合を除き、その処理を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 鈴鹿市は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、事前に次の各号に規定する事項を記載した書面を鈴鹿市に提出して前項の承諾を得なければならない。

- (1)再委託する業務の内容
- (2)再委託先で取り扱う個人情報
- (3)再委託の期間
- (4)再委託先

- (5)再委託が必要な理由
- (6)再委託先における個人情報の安全管理の責任体制並びに個人情報保護責任者及び作業従事者
- (7)再委託先における個人情報保護措置の内容
- (8)前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- (9)再委託先の監督方法
- (10)その他鈴鹿市が必要と認める事項

3 鈴鹿市は、再委託を行った場合は、再委託先にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、鈴鹿市と再委託先との協定内容にかかわらず、鈴鹿市に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

4 鈴鹿市は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、鈴鹿市の求めに応じて、管理・監督の状況を鈴鹿市に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の安全管理)

第8条 鈴鹿市は、この協定による事務を処理するために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1)施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2)鈴鹿市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3)個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4)鈴鹿市から引き渡された個人情報を鈴鹿市の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- (5)個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (6)個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報保護責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (7)作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他これらに類する私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (8)個人情報を利用する作業を行うパソコンに、ファイル交換ソフトその他の個人情報の漏えいにつながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと。
- (9)パソコン等の機器で個人情報を利用する作業を行うときは、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のウイルスパターンファイルの更新を行うとともに、パソコン等の機器を構成するOS、ソフトウェア等に定期的に修正プログラムを適用すること。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第9条 鈴鹿市は、この協定による事務を処理するために鈴鹿市から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務が完了し、又は協定が解除された後、鈴鹿市の指示に基づいて、速やかに個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 鈴鹿市は、前項の個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された記録媒体を物理

的に破壊する等当該個人情報判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 鈴鹿市は、パソコン、外部記録媒体に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 鈴鹿市は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、個人情報保護責任者名及び廃棄又は消去の方法を記録し、書面により鈴鹿市に報告しなければならない。

5 鈴鹿市は、個人情報の廃棄又は消去に際し、鈴鹿市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第10条 鈴鹿市は、鈴鹿市から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに鈴鹿市に報告しなければならない。

(立入調査等)

第11条 鈴鹿市は、この協定による事務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、鈴鹿市に必要な報告を求め、又は鈴鹿市の作業場所に立入調査を行うことができる。

2 鈴鹿市は、鈴鹿市から個人情報の取扱いについて改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 鈴鹿市は、この協定による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに鈴鹿市に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、鈴鹿市の指示に従わなければならない。

2 鈴鹿市は、前項の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(協定の解除)

第13条 鈴鹿市は、鈴鹿市が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この協定による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 鈴鹿市は、前項の規定による協定の解除により損害を受けた場合においても、鈴鹿市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第14条 鈴鹿市の故意又は過失を問わず、鈴鹿市が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、鈴鹿市に損害が生じた場合は、鈴鹿市は、鈴鹿市に対して、その損害を賠償しなければならない。



## 【参考】

鈴鹿市個人情報保護条例(平成15年鈴鹿市条例第36号)関連条項(平成16年7月1日施行)  
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 実施機関 市長(消防長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。第16条及び第44条において「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 鈴鹿市情報公開条例(平成13年鈴鹿市条例第29号)第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (5) 電子個人情報ファイル 公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために、公文書に記録されている特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。  
(委託等に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、その協定において、委託を受けたものが個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から前項の委託を受けたものは、委託を受けた事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることができた個人情報をみだりに漏らしてはならない。

4 前3項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により

同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(罰則)

第 61 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 13 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 62 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 63 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 64 条 前 3 条の規定は、鈴鹿市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

## 鈴鹿市と指定管理者の責任分担表

項目	内容	負担者	
		鈴鹿市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
税制の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更の内、申請時点で想定できないもの	○	
	上記以外の一般的な税制変更		○
物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
書類の誤り	仕様書等鈴鹿市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
第三者賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者（利用者含む）に損害を与えた場合		○
	上記以外の事由によるもの	○	
不可抗力	暴風雨・地震・テロ・暴動その他鈴鹿市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象による施設・設備の修復費用	○	○
	上記に定める自然的又は人為的な現象及び感染症の感染拡大防止等を原因とする施設の休館に伴う施設利用者への対応		○
	上記に定める自然的又は人為的な現象及び感染症の感染拡大防止等を原因とする施設の休館に伴う使用料・利用料金の費用負担	○	
利用者等の対応	利用者や施設周辺住民等の苦情・要望等への対応		○
管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕に係る費用が1件あたり10万円未満の場合（ただし、トイレ部分の修繕については、1件あたり30万円を超えない場合とする。）（経年劣化及び特定できない第三者による行為を含む）		○
	指定管理者が管理を始める前から判明していた瑕疵に対する修繕（修繕に係る費用が1件あたり10万円未満の修繕を含む）	○	
	上記以外の場合	○	
備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕に係る費用が1件あたり10万円未満の場合（ただし、トイレ部分の修繕については、1件あたり30万円を超えない場合とする。）（経年劣化及び特定できない第三者による行為を含む）		○
	指定管理者が管理を始める前から判明していた瑕疵に対する修繕（修繕に係る費用が1件あたり10万円未満の修繕を含む）	○	
	上記以外の場合	○	
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○

債務不履行	鈴鹿市に協定内容の不履行があった場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行があった場合		○
指定期間終了時の費用	指定の期間が終了した場合又は、指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する経費		○

別添

鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場  
（白子駅東自転車駐車場・  
白子駅東第2自転車駐車場・  
白子駅西自転車駐車場）  
管理業務仕様書

令和4年5月

鈴鹿市 危機管理部 交通防犯課

## 1 趣旨

本仕様書は、鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場の指定管理者が行う業務の範囲その他管理運営業務の内容及び実施方法について定めるものとする。

## 2 指定管理者の業務

指定管理者が行う業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 施設の利用の許可、その取消し、拒否、その他利用の許可、利用者の案内及び誘導に関連する業務
  - ア 鈴鹿市自転車駐車場管理条例（平成8年鈴鹿市条例第3号）（以下「管理条例」という。）第5条に基づき、利用申請を受け付け、及びその申請に対し利用の許可を行うこと。
  - イ 管理条例第10条に基づき、管理条例及び鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則（平成8年鈴鹿市条例施行規則第5号）に抵触した者又は明らかに抵触すると認められる者に対しては、利用の許可の取消しを行うこと。
  - ウ 管理条例第11条に基づき、利用を拒否すること。
- (2) 駐車している自転車等の整理に関する業務  
自転車の整理を行い、利用者が利用しやすい環境の確保に努めること。
- (3) 利用料金の取扱、利用料金の減免及び返還手続きに関する業務
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、適切に利用料金の収納の事務に関する業務を行うこと。
  - イ 管理条例第7条の規定に基づき利用料金を徴収し、速やかに指定管理者の収入として処理すること。
  - ウ 利用料金の額は、「鈴鹿市自転車駐車場管理条例」（平成8年鈴鹿市条例第3号）で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めること。
  - エ 利用料の還付が必要な場合は、管理条例第9条の規定に基づき速やかに処理を行うこと。
  - オ 自転車駐車場駐車料金減免申請書の提出があった場合は、管理条例第8条の規定に基づき速やかに処理を行うこと。
- (4) 料金未払い者及び不正使用（無断利用等）への対策に関する業務  
利用料金の未納者及び期間外の不正駐車場所利用者に対しての収納及び撤去を行うこと。
- (5) 利用者等からの苦情に関する業務  
利用者からの苦情や相談等に対し適切に対応すること。
- (6) 利用券等の帳票管理に関する業務  
利用者に配布する一時利用及び定期利用券の適切な管理を行うこと。
- (7) 有料駐車場の利用者満足度の把握に関する業務

年1回、利用者に対して自転車駐車場利用に関するアンケート調査を実施し（鈴鹿市が指示する質問項目を入れること）、アンケート結果の報告を行うこと。

(8) 利用促進に関する業務

ア 利用促進及び利用者へのサービス向上を積極的に行うこと。

イ 自転車等利用者に対する有料駐車場への案内及び誘導を行い、利用者満足度の向上に努めること。

ウ 施設を利用した自主事業（イベント、教室などの主催事業）を積極的に行い、施設の有効活用に努めること。

(9) その他の管理業務

ア 本市及び他の有料駐車場（民間駐車場も含む）との連絡調整を行い、必要な場合には、市の承諾を得た上で、補助的な業務を行うこと。

イ 場内の清掃及び白子駅西自転車駐車場内のトイレの清掃及び管理を行うこと。

ウ 施設管理全般における自己点検を行うこと。

エ 白子駅西自転車駐車場内のポスター掲示板の管理を行い、市からの依頼があれば掲示を行う等適切に対応すること。

(10) 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

ア 施設、付属設備及び備品等が破損、消耗等をした場合は、1件当たり10万円未満の修繕、補修等を行い、費用（ガラス張り替え・ブラインド取替え等を業者に修繕依頼した経費のこと）は、指定管理者の負担で支払うこと。

イ 光熱水費、消耗品費等を、指定管理者の負担で支払うこと。

ウ 施設の維持管理等で必要な委託業務等は、（別表2）を基準とすること。

(11) その他自転車駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

ア 拾得物及び残置物の処理

拾得物は、拾得物の台帳を作成し、原則として鈴鹿警察署に届け、廃棄されたものか疑わしい場合は、一定期間、撤去を要請する旨の警告札を取り付け、その後所有者が不明の場合に処分すること。

イ 緊急対応体制の確立

指定期間中の事故、緊急時及び災害時（場内事故及び施設の緊急修繕対応を含む）に関するマニュアルを定め、事故、災害（利用時間外を含む。）などの発生に当たり迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、緊急時に対応できる体制を確立すること。

ウ 事故が発生した場合は、被害者の救済、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。

(12) 施設賠償責任保険の加入

鈴鹿市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合には、鈴鹿市に損害賠償義務が生じるが、指定管理者は、施設の管理に瑕疵があり損害が生じた場合で、その管理に過失があったときは、損害賠償義務が生じることがある。なお、指定管理者は、鈴

鹿市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の被保険者とみなされる（ただし、自主事業は除く。）。

指定管理者が対象となる賠償責任保険の内容は次のとおりです（平成29年4月現在）。

支払限度額	身体賠償	1名につき	1億円
	〃	1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

(13) 利用者の安全の確保に関する業務

ア 機械警備を含め、24時間体制で施設の監視及び警備を行い、施設内の自転車盗難等の犯罪抑止に努めること。

イ 施設の外部、内部の状態を監視し、常に良好な状態を維持すること。（施設監視等設備については（別表1）参照）

ウ 利用者の安全対策、監視体制等（緊急対策、防犯、防災対策等）についての各種マニュアルを作成し、職員を指導し、万一に備えて職員を訓練すること。

(14) 個人情報の保護

「鈴鹿市個人情報保護条例」（平成15年鈴鹿市条例第36号）の規定に基づき、業務に関連して取得した利用者個人に関する情報を適切に取り扱うこと。また、従業員に周知徹底し、万一これが漏えい等した場合の対策を講じること。

(15) 情報公開

「鈴鹿市情報公開条例」（平成13年鈴鹿市条例第29号）の規定に基づき、指定管理者が管理する施設の指定管理業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講じること。

(16) 利用状況の集計及び報告に関する業務

協定書第25条及び第26条に記載の提出物を締切日までに提出すること。

(17) 職員の配置及び管理に関する業務

ア 鈴鹿市自転車駐車場管理条例第4条の4の規定により、利用日は1月1日から12月31日までとし、利用時間は午前0時から午後12時までとすること。

イ 自転車駐車場の利用案内や申込みの受付業務、トラブルへの対応のほか、自転車駐車場の整理等、良好な利用環境を維持するために必要な人員を配置すること。

ウ 管理運営に係る全職員（臨時職員を含む。）の勤務形態等については、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないように配置すること。

エ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

オ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置すること。

カ 場内の整理整頓、利用受付及び無断利用への対応等の場内の秩序維持に加え、利用に関する苦情対応、緊急時及び災害時の対応等についても迅速にできる体制を確保すること。



- キ 施設の改修は、指定管理者の負担により、自転車駐車場管理システム（機械精算ラックや自動券売機、オートゲート等）の設備機器（設置後の利用券等の消耗品を含む）を設置すること。
  - ク 指定期間が満了したとき及び何らかの事由により指定管理者の指定が取り消された場合には、本市が認める場合を除き、指定管理者は設備機器を撤去し、有料駐車場施設を原状に復旧すること。
  - ケ 原状復旧方法については、本市と協議をし、実施すること。
  - コ 本市が指定管理者に対し、本市又は本市が指定する者と設備機器の引継等に関する協議を申し入れた場合、その協議には必ず応じること。
- (18) 令和5年3月31日までに利用者が購入した定期利用券の取扱い
- ア 定期利用券の使用については、令和5年4月1日以降も使用期間が残っていれば、引き続き使用できるものとして取扱うこと。（それに関する定期利用料金は、現指定管理者より引き継がれるものとする）。
  - イ 指定期間終了後は、同様の考え方により、次の指定管理者に引継ぐこと。
- (19) 定期利用及び一時利用の駐車台数等について
- 定期利用台数及び一時利用台数の配分及び駐車位置については、原則現状のままとすること。
- (20) その他管理運営に必要な業務
- ア 指定管理者は、管理運営に係る経費事務を行うに当たり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けること。
  - イ その他管理運営に関し、鈴鹿市から指示があった場合は、誠意をもって対応すること。

### 3 その他

- (1) 立入検査について
- 鈴鹿市は必要に応じ、施設、備品、各種帳簿管理運営の実施状況等について検査を行う。指定管理者は、合理的な理由なく、これを拒否できないものとする。
- (2) 指定期間終了に当たっての引継ぎ業務
- 指定管理者は、指定期間終了時に次期の指定管理者が円滑かつ支障なく自転車駐車場の管理業務が行うことができるよう引継ぎを行うこと。
- (3) 備品、消耗品等の所有権
- 指定管理者に貸し付ける備品等については、鈴鹿市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。指定管理者が、購入した備品は指定管理者の所有とする。
- (4) 委託の禁止
- 指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することができないものとする。た

だし、鈴鹿市の認める場合は、清掃、警備などの施設、設備管理業務を個別に委託することができる。

(5) 行政財産目的外使用

指定管理者は、行政財産の目的外使用（例：自動販売機の設置）を行う場合は、鈴鹿市の許可を受けること。

(6) 協議

指定管理者は、この仕様書に定めるほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は鈴鹿市と協議し決定すること。

(7) 業務を実施するに当たっての注意事項

ア 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。

イ 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、鈴鹿市と協議を行うこと。

(8) 注意報、警報等が発生された場合の対応

ア 荒天が予想される場合は、事前に施設の点検を行うこと。

イ 荒天後は、施設内を巡視して被害の有無を確認し、重大な事故がある場合は速やかに鈴鹿市に報告するとともに、危険箇所については、二次被害を引き起こさないように処理を行うこと。

ウ 指定管理の対象となる施設が、津波浸水想定区域内にあることを意識し、地震予知情報、津波に関する情報等がある場合は利用者への伝達を行い、安全確保に努めること。また、火災防止措置に努めること。

(別表1)

施設監視等設備

1 I T V設備

項 目	数量	単位
カメラ	13	台
デジタルレコーダー	3	台

2 来客報知器

項 目	数量	単位
来客報知器本体	2	台
検知器	5	台
呼出しボタン	1	個
外設スピーカー	2	台

3 トイレ呼出し

項 目	数量	単位
呼出し表示器	1	台
呼出しボタン	2	個
廊下表示灯	2	台
復帰ボタン	2	個

(別表2)

1 消防用設備等の点検業務

(1) 消防用設備の種類

白子駅東自転車駐車場

	項目	仕様	数量	単位
自動火災報知設備	受信機	P-2級	3	回線
	スポット型感知器	差動式, 補償式	2	個
	煙感知器	イオン式, 光電式	11	個
	発信機	P-1, 2級	2	個
	表示灯		2	個
	電鈴		3	個
	常用電源		1	式
	予備電源又は非常電源		1	式
	配線点検		1	式
誘導灯設備	誘導灯	中型	6	台
	誘導灯	小型	2	台
消火器具	消火器	粉末(除蓄圧式)	5	本

白子駅西自転車駐車場

	項目	仕様	数量	単位
非常警報設備	複合装置	発信機, 表示灯, 電鈴, 電池内蔵	3	面
誘導灯設備	誘導灯	LED, B級, BL	7	台
消火器具	消火器	ABC粉末	5	個

(2) 点検内容

定期的に消防設備士の資格を有する技術員を派遣し、消防法（昭和23年法律第186号）第17条3の3及び消防庁告示第14号（昭和50年）に定められた事項の点検

(3) 点検回数

機器点検（年1回）総合点検（年1回）

(4) 報告

点検の結果、機能に支障を来す事項がある場合は、直ちに鈴鹿市に通知し、協議の上、速やかに補修等所要の処置を講ずる。

点検終了後、速やかに点検報告書を作成し、鈴鹿市に提出する。

【参考】 委託料基準 171,000円（消費税を含まない。）

## 2 機械警備業務

- (1) 警備箇所 白子駅東自転車駐車場，白子駅西自転車駐車場（トイレ部分含む）
- ア 業務内容 防犯サービス  
（警報機器等による侵入異常の監視，侵入異常受信時の緊急対処及び警察機関への通報・指定管理者の常駐時間外）  
火災監視サービス（火災異常の監視，火災異常受信時の緊急対処及び消防機関への通報・終日）  
非常通報サービス（異常情報の監視，異常情報受信時の緊急対処及び警察機関への通報・終日）
- イ 使用回線 一般公衆回線

【参考】 委託料基準 504,000円（消費税を含まない。）

## 3 搬送ベルトコンベア保守点検

- (1) 保守点検箇所 白子駅東自転車駐車場，白子駅西自転車駐車場
- ア 自転車搬送用(人と併走式)コンベアの定期保守点検
- (2) 点検回数  
機器点検（年1回），保守点検（年1回）
- (3) 報告  
点検の結果，機能に支障を来す事項がある場合は，直ちに鈴鹿市に通知し，協議の上，速やかに補修等所要の処置を講ずる。

【参考】 委託料基準 500,000円（消費税を含まない。）

#### 4 清掃業務

##### (1) 業務内容

###### ア 日常清掃業務

施設（白子駅西自転車駐車場トイレ含む）及びその周辺の見回り及び清掃

###### イ 定期清掃業務

清掃作業内容

項目	回数	内容	備考
床清掃	年6回	デッキブラシ等による洗浄 (駐車場, 管理人室, 階段室, トイレ, 屋上) ※屋上は適宜	床面積 東 426.24㎡ 西 758.77㎡
照明器具等点検清掃	年2回	点検取替え及び清掃	照明器具 東 29基(外灯 1基含む) 西 56基
天井, 室内壁清掃	年2回	埃の除去	
ガラス部清掃	年2回	水, 洗剤等による洗浄及び空拭き	ガラス面積 東 106㎡ 西 100.5㎡
植込み清掃	年2回	植込み除草	東のみ

##### (2) 報告

その月の作業状況を, 翌月末までに鈴鹿市に報告する。

##### (3) 器物損傷責任

清掃作業中, 作業員が自己の過失により, 対象施設の器物に損傷を与えた場合は指定管理者がその責任を負う。

なお, 清掃作業に要する清掃器具, その他消耗品は指定管理者の負担とする。

【参考】委託料基準 247,000円(消費税を含まない。)